

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 8 日 (金) 第 496 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

○有害な図書等の指定	(青少年男女共同参画課取扱い)	1
○有害がん具類の指定の取消し	(青少年男女共同参画課取扱い)	2
○有害刃物等の指定の取消し (3件)	(青少年男女共同参画課取扱い)	2
○有害がん具の指定の取消し (2件)	(青少年男女共同参画課取扱い)	3
○有害がん具の指定の一部改正	(青少年男女共同参画課取扱い)	3
○有害ながん具刃物等の指定の一部改正 (2件)	(青少年男女共同参画課取扱い)	4
○有害ながん具刃物等の指定	(青少年男女共同参画課取扱い)	4
○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い)	4
○保安林の指定予定	(森づくり推進課取扱い)	5
○救急病院等の名称変更	(保健医療福祉課取扱い)	5
○救急病院等の認定	(保健医療福祉課取扱い)	5
○くろまぐろ (小型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更	(水産振興課取扱い)	6
○くろまぐろ (小型魚) の採捕の停止の解除	(水産振興課取扱い)	6
○漁船保険付保義務発生 (2件)	(水産振興課取扱い)	6
○肥料の登録	(経営技術課取扱い)	6
○家畜伝染病の発生	(畜産課取扱い)	7
○道路の区域の変更 (2件)	(道路維持課取扱い)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課取扱い)	7
○都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課取扱い)	8
	告	
○山川地区特定漁港漁場整備事業計画の公表	(漁港漁場課取扱い)	8
○競争入札の参加者の資格に関する公告	(管財課取扱い)	8

告 示

鹿児島県告示第145号

鹿児島県青少年保護育成条例 (昭和36年鹿児島県条例第65号) 第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 6 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25445	令和 6 年 2 月 28 日	雑 誌	COM I C お杏 Vol. 8 69492-43	ぶんか社	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお
25446			COM I C お駒 Vol. 1 69492-41	ぶんか社		
25447			COM I C お涼 Vol. 1 69492-38	ぶんか社		

25448		人妻日和 ～淑女の色香DX～	64295-57	三和出版	それがある。
-------	--	-------------------	----------	------	--------

鹿児島県告示第146号

昭和42年8月11日鹿児島県告示第667号の2（有害がん具類の指定）をもって告示した有害がん具類等の指定を次のとおり取り消した。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 年 月 日	昭和42年8月10日
指 定 種 別	有害がん具類
名 称	シュノーケル（簡易水中呼吸器）
指 定 理 由	青少年の生命に害を及ぼすおそれがある。
取 消 年 月 日	令和6年2月28日

鹿児島県告示第147号

昭和47年8月4日鹿児島県告示第809号（有害刃物等の指定）をもって告示した有害刃物等の指定を次のとおり取り消した。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	2
指 定 年 月 日	昭和47年7月25日
指 定 種 別	有害刃物等（がん具類）
品 名	宇宙火箭
製 作 所 名	紅燈煉
指 定 理 由	花火類その他のがん具で用法によつては、自己又は他人の身体に対して不測の危害を加えるおそれのあるもの。
取 消 年 月 日	令和6年2月28日

鹿児島県告示第148号

昭和49年6月28日鹿児島県告示第685号（有害刃物等の指定）をもって告示した有害刃物等の指定を次のとおり取り消した。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	3
指 定 年 月 日	昭和49年6月20日
指 定 種 別	有害刃物等（がん具）
品 名	花皮炮
製 作 者 名	中国土産畜産進出口総公司廣東省分公司東莞支公司
指 定 理 由	用法によつては、自己又は他人の身体に対して不測の危害を加える恐れがある。 〔点火してから爆発まで時間が短く、爆発音による鼓膜裂傷の恐れ、あるいは火傷の恐れがある。〕
取 消 年 月 日	令和6年2月28日

鹿児島県告示第149号

昭和53年3月22日鹿児島県告示第335号（有害刃物等の指定）をもって告示した有害刃物等の指定を次のとおり取り消した。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	4
指 定 年 月 日	昭和53年3月15日
指 定 種 別	有害刃物等（がん具）
品 名	スリングショットフアルコンⅡ スリングショットフアルコン300
製造及び発売元	S a n d e A n c h e r y o
指 定 理 由	飛道具で用法によつては、自己又は他人の身体に対して不測の危害を加えるおそれのある
取 消 年 月 日	令和6年2月28日

鹿児島県告示第150号

平成8年4月3日鹿児島県告示第693号（有害がん具の指定）をもって告示した有害がん具刃物等の指定を次のとおり取り消した。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	6
指 定 年 月 日	平成8年3月22日
指 定 種 別	有害がん具刃物等（がん具）
指 定 対 象 品 名	究極のオナニー満点セット （ヌルヌルローション、水で膨らむカズノコホール、オナカップ、極秘盗聴テープ及び柔らか新素材オナホールマンポコリン）
製造又は販売元	不明
指 定 箇 所	全部
指 定 理 由	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
取 消 年 月 日	令和6年2月28日

鹿児島県告示第151号

平成8年6月7日鹿児島県告示第999号（有害がん具の指定）をもって告示した有害がん具刃物等の指定を次のとおり取り消した。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	7
指 定 年 月 日	平成8年5月31日
指 定 種 別	有害がん具刃物等（がん具）
指 定 対 象 品 目	処女膜破り
製造又は販売元	不明
指 定 箇 所	全部
指 定 理 由	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
取 消 年 月 日	令和6年2月28日

鹿児島県告示第152号

昭和61年6月16日鹿児島県告示第1063号の2（有害がん具の指定）の一部を次のように改正し、令和6年3月8日から施行する。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

表中「

名称	が ん 具 空 気 銃 等
----	---------------

」を

指定 番号	1	に改める。
指定 種別	がん具，器具その他これらに類するもの	
名称	がん具空気銃等	

鹿児島県告示第153号

平成10年2月27日鹿児島県告示第241号（有害ながん具刃物等の指定）の一部を次のように改正し，令和6年3月8日から施行する。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

表指定番号の項中「8」を「2」に改め，同表指定対象品目の項中「第17条」を「第101条」に改める。

鹿児島県告示第154号

令和2年9月4日鹿児島県告示第820号（有害ながん具刃物等の指定）の一部を次のように改正し，令和6年3月8日から施行する。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

表指定番号の項中「9」を「3」に改める。

鹿児島県告示第155号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第12条第2項の規定により，有害ながん具刃物等として次のとおり指定した。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	4	
指 定 年 月 日	令和6年2月28日	
指 定 種 別	がん具，器具その他これらに類するもの	
指 定 対 象 品 目	名 称	スリングショット
	機 能 及 び 構 造	腕あてで固定し，握りから角状に出る2本の棒（ゴム固定金具等が付加されたものを含む。）に取り付けられたゴムの弾力を利用して弾丸その他これに類するもの（以下「弾丸等」という。）を発射させるもので，当該スリングショットのゴムを最大限に近い状態に引き伸ばした場合において，発射した弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが0.07kgf・m/cm ² 以上のもの
指 定 理 由	人の生命，身体又は財産に危害を及ぼし，青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。	

鹿児島県告示第156号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
霧島市溝辺町麓字葛籠山3181番2，字道下3265番32
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第157号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

奄美市住用町大字摺勝字登ノ小屋601番2，602番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第158号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により救急病院として認定した病院の名称が次のとおり変更された。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 の 名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後		
外科馬場病院	馬場病院	日置市吹上町湯之浦2378	令和5年7月25日

鹿児島県告示第159号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	霧島記念病院	霧島市国分福島一丁目5番19号	令和6年2月13日から令和9年2月12日まで
救急病院	国分中央病院	霧島市国分中央一丁目25番70号	令和6年2月13日から令和9年2月12日まで

鹿児島県告示第160号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により，くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について，本県に定められた数量
25.7トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿児島県定置漁業（上半期）	5.8トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	14.4トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	0.2トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	5.2トン

鹿児島県告示第161号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1－3に規定する鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が，鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きくなかったので，鹿児島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年鹿児島県規則第58号）第2条第1項の告示に係る場合に該当しなくなると認める。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第162号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，天城加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第163号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，沖永良部加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第164号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により，次のとおり肥料の登録をした。

令和6年3月8日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第	令和5年12月26日	令和11年12月25日	副産石灰肥料	焼成卵殻	アルカリ分80.0	含有を許される有	株式会社 E S C	曾於市財部町南俣

1364号						害成分の 最大量及 びその他 の制限事 項は公定 規格のと おり	6211-1
-------	--	--	--	--	--	--	--------

鹿児島県告示第165号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 6 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	1	薩摩川内市	令和 5 年 10 月 31 日

鹿児島県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 6 年 3 月 8 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	阿多川辺線	南さつま市金峰町花瀬字針原623番1地先から同市金峰町花瀬字下原297番2地先まで	前	5.1~37.8	1,856.4
			前	12.7~51.5	1,551.3
			後	12.7~51.5	1,551.3

鹿児島県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 6 年 3 月 8 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町栗生平瀬国有林3林班い4小班地先内	前	4.0~6.0	35.0
			後	4.0~32.9	35.0

鹿児島県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 6 年 3 月 8 日から 2 週間、鹿児島県土木部

道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町栗生平瀬国有林3林班い4小班地先内	令和6年3月8日

鹿児島県告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画下水道
 - (2) 名称 鹿児島市公共下水道
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

公 告

山川地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、山川地区特定漁港漁場整備事業計画（令和2年2月25日鹿児島県公報第83号をもって公表）を別冊のとおり変更した。

令和 6 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

（「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和6年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 調達をする物品等の種類
物品の購入（計測・理化学機器類、ちゅう房機器及び車両類（修理））
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3828

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和6年3月8日から同年4月5日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和6年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。